

研究開発システム WG の検討事項に関連して

平成22年2月3日

文部科学副大臣 鈴木寛

1. 検討すべき主要事項

総合科学技術会議においては、官民、省庁の垣根を越えた研究開発システムの改革についての議論を期待。

- ・ 政府全体の科学技術イノベーション政策についての推進体制
- ・ 高度人材の育成・流動性確保
- ・ 複数年度予算など財政システムの改革 等

さらに、研究開発システムの改革を含め、第4期基本計画の策定に向けた検討においては、グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーションにとどまらず、中長期的視点をもって、我が国の科学技術政策について幅広い観点から検討を行い、新成長戦略における「成長を支えるプラットフォーム」に相応しい、体系的かつ戦略的な推進方策を示していくべき。

2. 検討の方向性等

- (1) 「科学技術戦略本部(仮称)」については、総理のリーダーシップの下、科学技術を戦略的に活用していくための位置付けとすべき。本部の主要な任務は、
 - ① 基本戦略の策定(研究のポートフォリオ(分野、研究ステージ、時間軸等)に基づく戦略)
 - ② 予算の総額確保(枠取り)(成長戦略の数値目標である官民の研究開発投資GDP比4%(政府投資1%)の扱い等)
 - ③ 予算配分(各省庁の総合調整、会計制度の問題等横断的事項等)
- (2) 「コンクリートから人へ」の政策転換の観点からも人材政策が重要。具体的には、「科学技術政策に関する人材」と「研究人材」に分けて考えることが必要。
 - ① 科学技術政策に関しては、総理が科学政策を任せられる存在が必要。科学がわかる人と、科学政策がわかる人は異なる。日本は人材の層が薄い。科学技術政策に関するコミュニティやキャリアパスが必要。

- ② 研究者に関しては、頭脳循環(ブレインサーキュレーション)の観点が必要。企業における博士の採用や国外との循環も幅広く含む議論が必要。内外のトップレベルの研究者を惹きつける研究環境の整備が必要。
 - ③ 「研究者奨励金制度」も重要。従来のようにプロジェクトでなく、研究者個人に予算を付けるイメージ。
- (3) 研究評価については、国際的な標準(グローバルベンチマーク)を導入することが重要。これに合わせ、人事や会計の制度も見直すことが必要。
- (4) 研究開発法人(研究開発を実施する独立行政法人)に関しては、自分と古川内閣府副大臣を主査とし、関係府省副大臣等が参加する「研究開発を担う法人の機能強化検討チーム」を昨年12月に設置。法人格、優れた人材の確保、府省横断の仕組み、研究開発の特殊性を踏まえた評価制度、会計制度など、最も適切な研究開発法人のあり方に関する検討を行い、3月中を目途に骨子をとりとまとめる予定。
- (5) また文部科学省科学技術・学術審議会基本計画特別委員会の報告書(21年12月)では、研究開発システムの改革として、以下の項目を指摘しており、これらの議論の結果も十分に考慮に入れるべき。
- ① 競争的資金の拡充及び制度改革
制度間の多様性・連続性の確保、審査・評価体制の強化、研究者に使いやすい制度改革
 - ② 研究開発評価システムの改善・充実
研究開発の特性を踏まえたシステムの構築、実施体制の充実・強化
 - ③ 産学官の持続的・発展的な連携システムの強化
連携の深化に向けた「場」の形成、成果の事業化支援の強化、国際化をはじめ連携活動を支える体制の整備
 - ④ 地域イノベーションシステムの強化
地域貢献機能の強化、地域の特色を活かしたシステムの構築
 - ⑤ 国際競争力強化のための知的財産戦略の推進
制度・運用の見直し、人材の育成・確保
 - ⑥ 研究成果の社会実装の促進
公共部門におけるイノベーションの促進、阻害要因となる隘路の解消

民主党政集 INDEX 2009 該当箇所抜粋

**イノベーションを促す基礎研究成果の
実用化環境の整備**

2008年の169回通常国会で超党派で成立させた研究開発力強化法の趣旨を踏まえ、今後とも科学技術を一層発展させ、その成果をイノベーション(技術革新)につなげていきます。

産学官が協力し、新しい科学技術を社会・産業で活用できるよう、規制の見直しや社会インフラ整備などを推進する「科学技術戦略本部(仮称)」を、現在の総合科学技術会議を改組して内閣総理大臣のもとに設置します。同戦略本部では、科学技術政策の基本戦略並びに予算方針を策定し、省庁横断的な研究プロジェクトや基礎研究と実用化の一体的な推進を図り、プロジェクトの評価を国会に報告します。

また、素粒子物理学や再生医療等の巨額な予算を要する基礎科学研究分野において今後もトップランナーの地位を維持していくためにも、世界的な研究拠点となることを目指して、欧米やアジア諸国との連携強化に積極的に取り組んでいきます。

科学技術人材の育成強化

スーパーサイエンスハイスクール(科学技術・理数教育を重点的に行う学校)を拡充するとともに、科学の面白さを子どもたちに実感させるため、産業界の協力を得て、サイエンスキャンプ(研究所などでの実験体験など)や研究者の小中学校への派遣などを行います。

研究者奨励金制度を創設するとともに、国内の優れた研究プロジェクトへの支援を強化します。また、研究者ビザの拡充など優れた外国人研究者がわが国に集まる環境をつくります。

研究開発を担う法人の機能強化検討チームの設置について (研究開発力強化法附則第6条を踏まえた検討^{*1})

平成22年1月

1. 主 旨

研究開発法人^{*2}は、国の科学技術政策・研究開発活動において、極めて重要な役割を有している。我が国が科学技術の力で世界をリードしていくためには、研究開発法人の機能の強化が喫緊の課題^{*3}。

鳩山総理が提唱した温室効果ガス25%削減目標の達成には革新的技術が不可欠であるなど、高度化・複雑化する地球規模課題に対応するための科学技術の活用が求められており、研究開発法人の強化が必要。

こうした認識の下、最も適切な研究開発法人制度等について検討するため、「研究開発を担う法人の機能強化検討チーム」を設置する。

2. 検討事項

- (1) 「国立研究開発法人」制度の構築を視野に入れた最も適切な研究開発法人制度
- (2) 「国立研究開発法人」制度における人材養成及び優秀な研究人材確保のための研究員システムの構築
- (3) 「国立研究開発法人」を各省で共同利用するなどの各省連携、国際機能の強化
- (4) 「国立研究開発法人」制度における研究開発の特殊性を考慮した制約の排除や制度の改善
- (5) 国立大学附属施設の運営のあり方
- (6) 独立行政法人通則法の準用のあり方

*1 研究開発力強化法は、諸外国における研究開発システム改革に関わる法整備の動きを踏まえ、我が国の研究開発力の強化及び効率性の向上を図るため平成20年に議員立法で成立した法律。その附則第6条で施行後3年以内(平成23年10月まで)に見直しを行うこととされている。

*2 研究開発等を行う独立行政法人。研究開発力強化法で定義。

*3 民主党マニフェストで、研究力を世界トップレベルまで引き上げるための公的研究開発法人制度の改善が謳われている。

3. メンバー案

古川	元久	内閣府副大臣(主査)
鈴木	寛	文部科学副大臣(主査)
大島	敦	内閣府副大臣
津村	啓介	内閣府大臣政務官
階	猛	総務大臣政務官
後藤	斎	文部科学大臣政務官
近藤	洋介	経済産業大臣政務官

※検討チームは、必要に応じ、メンバーを追加することができる。

4. 庶務

本検討チームの庶務は、内閣府の協力を得て、文部科学省において処理する。

研究開発法人の機能の強化に向けた対応について

「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」附則第6条への対応

平成21年12月

【現状認識】

- 研究開発法人は、多数の研究者や技術者等の組織的取組みにより、リスクが高い研究開発、長期的視野に立った先行投資が必要な研究開発、防災等の公共目的の研究開発、それらを効果的に推進するための支援や研究基盤の整備を実施する機関として、極めて重要な役割を有している。
- 熾烈な国際競争に打ち勝つために科学技術への投資を重視するという世界的潮流の中、我が国の研究開発法人の機能の強化が大きな課題。
- 優秀な研究人材の育成の重要性が増大。また、人材獲得競争も激化しており、国内外の優秀な研究人材を我が国に惹き付け、確保することが極めて重要。

【課題1】

研究開発業務は目的遂行の過程で様々な試行錯誤やブレイクスルーによる急速な展開を伴うものであり、また、研究開発計画によって資金供給も大きく変動する場合もあるなど、研究開発法人には、効率的な業務遂行等を目的として定型的な業務を行う他の独立行政法人^{*1}と同一に取り扱うことが適切ではない側面がある。(研究開発の進展と関係なく、研究経費・職員も含めた運営費交付金や人件費等の一律削減)。

また、創造的研究人材の育成のためには、能力を伸ばし、あるいは新たな能力開発を可能とする研究環境の提供が重要。一方、世界規模の「頭脳循環(ブレインサーキュレーション)」が加速しており、国内外の優秀な人材を確保することが困難。

研究開発法人の特性を踏まえた制度の検討が急務。

(考えられる方策例)

- 国が設定した課題を達成することを目的とし、研究開発等を行わせるにふさわしい機関の在り方、例えば、「国立研究開発法人」(仮称)制度を創設
- 「国立研究開発法人」に対する研究開発に係る予算や人件費について、柔軟かつ弾力的な配分を行う 等

【課題2】

研究開発は、研究者や研究チームの力量にかかっている。創造的研究人材の養成とともに国内外から有為な人材を獲得するためには、研究者のキャリアパス上重要な役割を担う研究開発法人における研究者の雇用や待遇を抜本的に改善する必要がある。

(考えられる方策例)

- 従来の公務員制度に準じた人事制度ではなく、グローバルな人材獲得競争に耐える研究開発の特殊性に応じた研究員システムを新たに構築 等

*1 「独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)」

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国自らが主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

【課題3】

鳩山総理による温室効果ガス25%削減目標を受けた研究開発や、感染症対策など科学技術の更なる発展なしに解決策がない重要な課題の脅威が急激に増しており、府省の壁を超えて研究開発力を結集して対応することが不可欠。また地球規模課題の解決に向けた科学技術外交の強化が急務。

(考えられる方策例)

- 省を越えた研究協力や課題解決を可能とするため、研究開発法人を各省や民間とで共同利用(複数省からの予算支出を可能とする)
- 科学技術外交の中核実施機関として、国際共同プロジェクト等を推進
- 省横断的取組みや科学技術外交を適確に遂行するための政府の司令塔機能の強化 等

【課題4】

研究開発独法に対する評価は、法人評価、プロジェクト評価など様々な観点で実施されており、研究者に過度な負担となっている。また、独法通則法の改正法案(前通常国会において廃案)においては、総務省に設置される独立行政法人評価委員会による一元的な評価が検討されており、研究開発業務の専門的な評価が困難になる可能性がある。

(考えられる方策例)

- 評価事務の合理化とともに国内外の専門的知見を結集したグローバルレベルの評価を可能とする 等

【課題5】

研究開発業務は研究者の研究成果の蓄積を新たな研究開発につなげる知的財産の承継を伴うものであり、研究開発業務の実情にそぐわない従来の予算執行面の制約が、円滑な研究開発実施の障害になっている。

(考えられる方策例)

- 諸外国のグラント制度のように研究開発の特性に応じた柔軟な資金制度(年度をまたいだ予算執行の円滑化)
- 中期計画期間を超えた予算の繰越しや契約等を認め、研究支出の円滑化を進めるとともに、無駄を排除
- 特殊な研究機器調達では、専門的視点からの査定の上、合理的な契約等を実施 等

研究開発法人の概要

No	法人名 (※は公務員型)	主務 府省	主 な 業 務	常勤 職員数 (人)注1	H21予算(億円)注2	
						国の財政支出 (億円)注3
1	沖縄科学技術研究基盤整備機構	内閣	・国際的に卓越した科学技術に関する研究開発 ・大学院大学の設置の準備	171	112	112
2	情報通信研究機構	総務	・情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発 ・周波数標準値の設定、標準電波の発射、標準時の通報 ・高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援	430	452	389
3	酒類総合研究所	財務	・酒類の高度な分析・鑑定(これらに伴う手法の開発を含む) ・酒類の品質に関する評価 ・酒類及び酒類業に関する研究・調査	49	12	12
4	国立科学博物館	文科	・博物館の設置 ・自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査研究 ・自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料収集、 保管、公衆への観覧、教育普及事業	129	34	31
5	物質・材料研究機構	文科	・物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発	873	177	168
6	防災科学技術研究所	文科	・防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発	196	109	84
7	放射線医学総合研究所	文科	・放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療 並びに放射線の医学的利用に関する研究開発	511	140	118
8	科学技術振興機構	文科	・新技術の創出に資する研究及び企業化に向けた開発 ・科学技術に関する情報の流通促進・研究開発の交流支援 ・科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	1,709	1,154	1,067
9	日本学術振興会	文科	・学術研究に関する必要な助成 ・若手研究者の養成・確保 ・学術に関する国際交流の促進	102	1,572	1,568
10	理化学研究所	文科	・科学技術に関する試験・研究、その成果の普及・活用の促進 ・科学技術に関する研究者・技術者の養成・資質の向上	3,107	1,047	951
11	宇宙航空研究開発機構	文科	・宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術・航空科学技術に関する基礎 研究、宇宙・航空に関する基盤的研究開発 ・人工衛星等の開発・打上げ・運用等	2,157	2,427	2,411
12	海洋研究開発機構	文科	・海洋に関する基盤的研究開発	925	457	403
13	日本原子力研究開発機構	文科	・原子力に関する基礎的研究及び応用の研究 ・核燃料サイクルを確立するために必要な技術の開発	4,683	1,927	1,848
14	国立健康・栄養研究所	厚生	・国民の健康の保持増進及び栄養に関する研究	46	9	8
15	労働安全衛生総合研究所	厚生	・事業場の災害予防並びに労働者の健康増進及び職業性疾病に関する研究	117	28	28
16	医薬基盤研究所	厚生	・医薬品技術及び医療機器等技術に関する研究開発及びその振興	83	129	122
17	農業・食品産業技術総合研究機構	農水	・農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究 ・生物系特定産業技術に関する試験及び研究の委託及びその成果の普及 ・近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授 ・農機具の改良に関する試験及び研究	2,946	608	506
18	農業生物資源研究所	農水	・生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究	387	123	74
19	農業環境技術研究所	農水	・農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究	180	42	33
20	国際農林水産業研究センター	農水	・熱帯、亜熱帯地域、その他開発途上にある海外の地域における農林水産業 に関する技術上の試験及び研究	189	41	38
21	森林総合研究所	農水	・森林及び林業に関する総合的な試験及び研究 ・林木の優良な種苗の生産及び配布 ・水源をかん養するための森林の造成に係る事業の実施 ・農用地及び土地改良施設等の整備	1,326	866	513
22	水産総合研究センター	農水	・水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究 ・さけ類及びます類のふ化及び放流 ・海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査	972	281	203

No	法人名 (※は公務員型)	主務 府省	主 な 業 務	常勤 職員数 (人)注1	H21予算(億円)注2	
						国の財政支出 (億円)注3
23	産業技術総合研究所	経産	・鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。 ・地質の調査を行うこと。 ・計量の標準を設定すること、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと並びに計量に関する教習を行うこと。 ・産業技術力強化法に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を促進すること。	3,115	867	670
24	新エネルギー・産業技術総合開発機構	経産	・産業技術、新エネルギー及び省エネルギー技術に関する研究開発の実施、助成金の交付等 ・新エネルギー及び省エネルギーの導入・普及に係る助成金の交付等 ・京都議定書に基づく温室効果ガスの排出削減単位の取得等	944	2,424	2,347
25	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	経産	・石油等及び金属鉱物の探鉱等に必要資金の出資、融資及び債務保証 ・石油等及び金属鉱物の探鉱等に必要調査・研究・技術開発及び情報提供 ・石油及び金属鉱物産物の備蓄 ・鉱害防止に係る支援	472	19,636	1,285
26	土木研究所	国交	・土木技術に関する調査、試験、研究及び開発	486	129	100
27	建築研究所	国交	・建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発	92	23	21
28	交通安全環境研究所	国交	・自動車、鉄道等に係る安全確保、環境保全及び燃料資源の有効利用確保に関する研究開発等	101	30	22
29	海上技術安全研究所	国交	・船舶技術に関する研究開発	211	42	36
30	港湾空港技術研究所	国交	・港湾及び空港の整備等に関する研究及び技術開発	103	29	17
31	電子航法研究所	国交	・航空交通管理システム等に関する試験、調査、研究及び開発	60	22	17
32	国立環境研究所	環境	・環境の保全に関する調査及び研究 ・環境の保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供	243	140	102
1	国立がん研究センター	厚労	平成22年度から研究開発法人に追加予定。			
2	国立循環器病研究センター	厚労	平成22年度から研究開発法人に追加予定。			
3	国立精神・神経医療研究センター	厚労	平成22年度から研究開発法人に追加予定。			
4	国立国際医療研究センター	厚労	平成22年度から研究開発法人に追加予定。			
5	国立成育医療研究センター	厚労	平成22年度から研究開発法人に追加予定。			
6	国立長寿医療研究センター	厚労	平成22年度から研究開発法人に追加予定。			

注1: 常勤職員数(任期付きの常勤職員を含む。)は平成21年1月現在の数値。

注2: H21予算は、各法人の当初予算ベースの21年度全体の収入・支出に係る計画における支出予算の総額等(他勘定への繰入れを含む)。

注3: H21の国の財政支出は「平成21年度予算及び財政投融資計画の説明」(財務省主計局・理財局)による。